

障がい者デイサービスひのたに 利用料金表 (障がい福祉 生活介護)

2025年8月時点

基本料金(1割負担)	(※)区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
3時間未満の場合	¥218	¥239	¥268	¥386	¥517
3～4時間	¥273	¥300	¥335	¥483	¥646
4～5時間	¥327	¥358	¥401	¥578	¥774
5～6時間	¥381	¥419	¥469	¥676	¥904
6～7時間	¥532	¥583	¥652	¥941	¥1,258
7～8時間	¥545	¥598	¥669	¥966	¥1,291

※年齢が50歳以上の場合は区分2から利用可

【加算】

主な加算	加算料金	説明
初期加算	¥30／日	利用開始日から30日を限度(1日につき)
食事提供体制加算	¥30／日	収入が一定額以下の者で受給者証に記載
送迎加算	¥21／回	指定生活介護事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき
欠席時対応加算	¥94／回	急病等により利用を中止した場合、連絡調整・相談援助等を行った場合(月4回を限度)
人員配置体制加算(Ⅳ)	¥51／日	生活支援員等の直接サービス提供に関わる職員体制が2.5:1の割合以上の場合
福祉専門職員配置加算(Ⅰ)	¥15／日	生活支援員等の総数のうち、有資格者(常勤)の者の数が35%以上の割合の場合
福祉専門職員配置加算(Ⅲ)	¥6／日	生活支援員として常勤として配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上の場合
常勤看護職員等配置加算	¥28／日	利用定員数に応じて、看護職員を一定数以上配置している場合(定員11人以上20名以下) ※28円/日×常勤換算の看護職員数
重度障害者支援加算Ⅱ	¥360／日	生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、 区分6 かつ行動関連項目10点以上のものに対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合
	¥500／日	※個別支援を開始した日から180日以内
重度障害者支援加算Ⅲ	¥180／日	(一)生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、 区分4 以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シートに基づき個別支援を行った場合
	¥400／日	※個別支援を開始した日から180日以内
入浴支援加算Ⅰ	¥80／日	医療的ケアが必要な利用者または、重症心身障がい者に対して、入浴に係る支援を提供した場合
喀痰吸引等実施加算	¥30／日	医療的ケアが必要な者等への喀痰吸引・経管栄養の実施
介護職員処遇改善加算	基本単価にご利用者に係る加算を含んだ単価に8.1%を乗じた額の1割	

保健適応外

食費	¥600／1食	昼食代として請求いたします。
----	---------	----------------

※食事提供体制加算の対象となる利用者に関しては食材料費300円をご負担いただくようになります。

障がい者デイサービスひのたに 利用者負担(月額上限)

2025年8月時点

●1ヶ月あたりのサービスにかかる「定率負担」については、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり4区分の月額上限額が設定され、それ以上の負担はありません。

主な加算	1か月あたりの負担上限額
生活保護受給世帯	¥0
市町村民税非課税世帯 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。	¥0
市町村民税課税世帯 所得割16万円未満※収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。	¥9,300
上記以外	¥37,200